

令和4年9月8日

共同養育支援議員連盟 会長
衆議院議員 柴山昌彦 様

共同養育支援法 全国連絡会

原則共同親権(監護権を含む)実現のための要望書

現在、法制審議会家族法制部会が開かれ、中間試案が作成されています。それに対して、4月22日に、共同養育支援議員連盟から『**頻繁で継続的な親子交流はそれが原則として子の最善の利益に資する**ものであり、離婚後においても「**共同親権・共同養育**」が認められる制度の導入についての検討を進めること』を提言して頂きました。更に、6月20日には、自民党法務部会家族法制のあり方検討PTから「**原則共同親権(監護権含む)**」の制度導入を提言して頂きました。

しかしながら、現時点で法制審議会家族法制部会から公表されている中間試案では、複数案が羅列されていますが、多くは親権と監護権を分離する構成になっています。弊会としては**親権と監護権を分離しない「原則共同親権(監護権を含む)」**を導入することが、今回の家族法改正の根幹であるとの認識をもっており、共同養育支援議員連盟にも「**原則共同親権(監護権を含む)**」を力強く推進して頂くことを改めてお願い申し上げます。

なお、離婚後の共同養育を確実なものとするため、①「**共同養育計画**」にその執行力を持たせる規律を設けること、②中間試案で記載されている用語、条文の解釈を裁判官の自由裁量に任せることなく、その判断基準、考慮要素、推定則規定を入れること、特に、「**子の最善の利益**」の考慮要素として、「**頻繁で継続的な親子交流はそれが原則として子の最善の利益に資するものであること**」を明記すること、等を重ねて検討して頂くことをお願い申し上げます。

以 上

養育費支払い及び親子交流の実施の推進及び共同親権の導入を求める緊急提言

昨今の父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、現在法制審議会家族法制部会において、養育費の支払いや親子交流の実施など、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しを検討されており、令和三年三月三十日以来すでに十三回もの会合の開催が行われている。離婚後の共同養育の必要性を踏まえ、意欲的に議論が行われていることについては我々「共同養育支援議員連盟」としては歓迎するところである。

子どもの心身の健全な成長のためには、確実な養育費の支払いの確保と安全・安心な親子交流の実施の両者はいわば車の両輪のように不可欠であり、どちらかだけでは決して子どもの最善の利益を図ることはできない。

一方で、現行法制下において養育費の支払いや親子交流の実施がなかなか進まない現状も踏まえ、子どもの最善の利益のため、できるだけ速やかに抜本的な制度変更を含めた対策を講じることは我々政治の側の責務である。

そこで、当議員連盟は、親子交流の重要性の観点から意見表明をすべく、法務省および厚生労働省を始めとする政府に対し、以下の提言を行うものである。

記

一 父母が離婚した後はもちろん、離婚協議を行っている間も、子どもからすればいずれも親であり、DVなど深刻な問題がある場合を除き、十分な親子交流の機会の確保は子どもの健やかな成長のために必要不可欠である。特に日本も批准している「子どもの権利条約」が認める児童の「定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利」が実質的に保障されているとは言いがたい現状においては、現状の法制度を見直す必要性が高いことは論を俟たない。また、DV等の深刻な問題があることにも留意しつつ、離婚協議中はもちろんのこと、離婚した後においても父母双方が親権を持ち、子の養育に関与して責任を果たすことが親としての当然の責務であり、このことは国際的潮流でもある。他方で、政府においては養育費の支払い確保だけ先んじて検討されてきた経緯があることを懸念し、以下提言する。

法制審議会においては、離婚後の共同養育が当然であるとの認識の下、養育費の支払いと親子交流のいずれを優先するのではなく、両者足並みを揃えて少しでも早く検討を進め、答申すること。

また、親権の確保を目的とした子どもの連れ去り事案が後を絶たないこと、また連れ去りを教唆した代理人弁護士の不法行為責任が認められた地裁判決も出るに至っていることも踏まえるならば、海外の制度を調査し、日本の諸制度と比較検討した上で、離婚後に単独親権しか認められない現行制度を早急に見直し、DVなどの例外的な事象を除き、頻繁で継続的な親子交流はそれが原則として子の最善の利益に資するものであり、離婚後においても共同親権・共同養育が認められる制度の導入についての検討を進めること。

二 安全・安心な親子交流の実施に向けて、専門の支援機関による充実したサポート、そのための環境整備が不可欠であり、以下提言する。

親子交流支援の実態調査や現行の支援事業の抜本的拡充に加え、親子交流を支援する民間の団体を所管する官庁を明確に定め、民間の親子交流支援機関の展開・充実に、早急に取り組むこと。

令和四年四月二十二日

共同養育支援議員連盟会長 柴山 昌彦

法務部会 家族法制のあり方検討 PT 提言

令和4年6月20日

父母の離婚後の子の養育については、子の最善の利益を確保するため、子を真ん中に置いた議論をしなければならない。また、家族の分断を生じさせるような法改正がなされることがあってはならない。これらの課題に関する法改正を検討する上では、次のような点に基づき、具体的な規律の在り方を検討すべきである。

1. ハーグ条約及び児童の権利に関する条約との整合性を確保する観点から国内の法制度についての再検討を行うべきである。
2. 離婚後単独親権・単独監護制度を定める現行民法の規定は、離婚後も父母の双方が子の養育に責任を負うべきであるという原理・原則に反するものである。従って、父母が離婚した場合、原則として、父母がそれぞれ、引き続き、子に対して親としての責務を果たすため、離婚後共同親権（監護権を含む）制度を導入すべきである。

3. 父母が離婚する場合、父母が共同して子の養育を適切に行うために、父母の監護割合や養育費、親子交流などについて定める「共同養育計画」の作成や「離婚後養育講座」の受講など、必要な事項について、一定の責務を課すべきである。
4. 離婚後共同親権制度の導入に伴い、父母の一方が配偶者暴力（DV）や児童虐待を働いているなど、原則通りに適用すると不都合が生じ得るケースについて、子を真ん中に置き、安心・安全の観点から、丁寧に対応する規律を設けるべきである。加えて、DV等の事実の有無が適切に認定・判断されるような仕組みや、被害者の速やかな救済がなされるような仕組みなどを創設すべきである。
5. 法改正前に両親が離婚している場合、一定の場合に離婚に伴い親権を喪失した父母の親権の回復を認めるなど、子のための救済措置を講ずるべきである。

以上